

さくらホーム短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人やすらぎ福祉会が開設するさくらホーム短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要支援又は要介護状態等の利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 さくらホーム ショートステイ
- (2) 所在地 神戸市北区山田町小部字惣六畑山8-18

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（生活相談員兼務）
事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名（管理者兼務）
日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
- (3) 介護職員 17名
日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行う。
- (4) 看護職員 2名
主に健康管理や療養上の世話及び日常生活上の介護・介助等を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名（看護職員兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 医師 1名
健康管理上及び療養上の指導を行う。

(事業所の利用人員)

第5条 事業所の利用定員は、1日20人とする。

(事業の内容及び料金その他の費用の額)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、※自己負担額の割合に応じた額とする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 日常生活上の支援（排泄等の介護、援助、相談他）
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

※自己負担額の割合（介護保険負担割合証に記載された内容）

要 件		利用者負担	
第1号被保険者 (65歳以上)	本人の合計所得金額が160万円 <u>未満</u> の方	1割負担	
	本人の合計所得金額が160万円 <u>以上</u> の方	同一世帯の第1号被保険者(65歳以上)の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯で280万円 <u>以上</u> の方、2人以上世帯で346万円 <u>以上</u> の方	2割負担
	本人の合計所得金額が220万円 <u>以上</u> かつ年金収入340万円 <u>以上</u> の方	単身世帯で年金収入とその他合計所得金額が340万円 <u>以上</u> の方(年金収入のみの場合は344万円 <u>以上</u> の方) 2人以上世帯で年金収入とその他合計所得金額が463万円 <u>以上</u> の方	3割負担
		上記以外の方	1割負担
第2号被保険者(40歳から64歳の方)		1割負担	

2 事業者は、前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

- (6) 理美容代
- (7) おむつ代（特殊な物）
- (8) 前項に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 前号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、神戸市全域とする。

（緊急時における対処方法）

第8条 事業者は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第9条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修年2回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人やすらぎ福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年	1月	1日から施行する。
この規程は、平成21年	2月	1日から施行する。
この規程は、平成27年	8月	1日から施行する。
この規程は、平成29年	2月	1日から施行する。
この規程は、平成30年	8月	1日から施行する。
この規程は、令和元年	7月	1日から施行する。
この規程は、令和4年	8月	1日から施行する。
この規程は、令和4年10月		1日から施行する。

さくらホーム 通所介護（介護予防通所サービス）事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人やすらぎ福祉会が開設する、さくらホームデイサービスセンター（以下「事業所」という）が行う通所介護（介護予防通所サービス）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従事者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護（介護予防通所サービス）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護事業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 さくらホームデイサービスセンター
- (2) 所在地 神戸市北区山田町小部字惣六畑山8-18

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（生活相談員兼務）
事業所と従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所介護の提供にあたるものとする。
- (2) 生活相談員 2名（内 管理者兼務 1名 介護職員兼務 1名）
- (3) 看護職員 4名
- (4) 機能訓練指導員 4名（看護職員が兼務）
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (5) 介護職員 6名（内 生活相談員兼務 1名）
- (6) 歯科衛生士 1名

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。
- 3 サービス提供時間（送迎時間を除く） 午前9時30分から午後4時45分までとする。

(通所介護・介護予防通所サービスの利用人員)

第6条 事業所の利用人員は、1日25人とする。

(通所介護・介護予防通所サービスの内容及び料金その他の費用の額)

第7条 通所介護(介護予防通所サービス)の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣または神戸市が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

(厚生大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示する。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 日常動作訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

※自己負担額の割合(介護保険負担割合証に記載された内容)

要 件		利用者負担	
第1号被保険者 (65歳以上)	本人の合計所得金額が160万円未満の方	1割負担	
	本人の合計所得金額が160万円以上の方	同一世帯の第1号被保険者(65歳以上)の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯で280万円以上の方、2人以上世帯で346万円以上の方	2割負担
	本人の合計所得金額が220万円以上かつ年金収入340万円以上の方	単身世帯で年金収入とその他合計所得金額が340万円以上の方(年金収入のみの場合は344万円以上の方) 2人以上世帯で年金収入とその他合計所得金額が463万円以上の方	3割負担
		上記以外の方	1割負担
第2号被保険者(40歳から64歳の方)		1割負担	

2 事業者は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用(実費)
- (2) 事業に通常要する時間を越える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の介護サービス基準額又は費用基準額を越える費用
- (3) 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費用相当額)
- (4) おむつ代(実費)

- (5) 前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業実施区域は、神戸市北区山田町、筑紫が丘、広陵町、大脇台、小倉台、谷上東町、谷上西町、谷上南町、谷上北町、花山台、花山東町、幸陽町、西大池、日の峰、松ヶ枝町、緑町、桂木、大原、甲栄台、泉台、若葉台、惣山町、松宮台、鈴蘭台東町、鈴蘭台西町、鈴蘭台南町、鈴蘭台北町、中里町、君影町、北五葉、南五葉、鳴子、星和台、とする。

(緊急時における対処方法)

第9条 通所介護事業者は、通所介護（介護予防通所サービス）の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業者は、従事者の質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 1ヵ月以内、継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人やすらぎ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年12月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。

社会福祉法人やすらぎ福祉会

看護小規模多機能型居宅介護さくらホーム 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人やすらぎ福祉会（以下、「事業者」という。）が開設する看護小規模多機能型居宅介護さくらホーム（以下、「さくらホーム」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することで、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業者は、介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援します。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- | | |
|-------|------------------------|
| 一 名称 | 看護小規模多機能型居宅介護さくらホーム |
| 二 所在地 | 兵庫県神戸市北区山田町小部字惣六畑山8-18 |

第2章 従業者の職種・員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種・員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者（兼計画作成担当者）1人
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 看護師又は准看護師（専従）5人
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- 三 介護支援専門員（兼管理者）1人
利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成を行います。
- 四 介護職員（専従）12人
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

第3章 営業日及び営業時間と定員

第5条（営業日及び営業時間）

看護小規模多機能型居宅介護の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- | | |
|----------|-------------|
| 一 営業日 | 365日 |
| 二 営業時間 | 24時間 |
| （通いサービス） | 10時から16時30分 |
| （宿泊サービス） | 16時30分から10時 |
| （訪問サービス） | 24時間 |

第6条（登録定員等）

看護小規模多機能型居宅介護の登録定員数は29人、通いサービスの利用定員は18人、宿泊サービスの利用定員は9人とします。

第4章 設備及び備品等

第7条（宿泊室）

事業者は、利用者の居室を全室個室とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えています。

第8条（食堂）

事業者は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者が利用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備えます。

第9条（浴室）

事業者は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

第10条（設備及び備品等）

事業者は、台所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えます。

第5章 同意と契約

第11条（内容及び手続の説明及び同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第12条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

第13条（居宅サービス計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

第14条（看護小規模多機能型居宅介護の内容）

看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように介護・看護サービスを提供し又は必要な支援を行います。

- 2 食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮します。

第15条（看護小規模多機能型居宅介護計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めます。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成し、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護・看護を行います。
- 4 計画作成介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、書面による同意を得て交付します。
- 5 計画作成介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況を把握し、定期的にかつ必要に応じて変更します。

第16条（サービスの取扱い方針）

事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、看護小規模多機能型居宅介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第 17 条（社会生活上の便宜の供与等）

事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めます。

- 2 事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

第 18 条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、神戸市北区とします。

第 19 条（利用料及びその他の費用）

看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該看護小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、以下の ※自己負担額の割合 に応じた額とします。

※自己負担額の割合（介護保険負担割合証に記載された内容）

要 件		利用者負担
第 1 号被保険者 (65 歳以上)	本人の合計所得金額が 160 万円 <u>未満</u> の方	1 割負担
	本人の合計所得金額が 160 万円 <u>以上</u> の方	2 割負担
	本人の合計所得金額が 220 万円 <u>以上</u> かつ年金収入 340 万円 <u>以上</u> の方	3 割負担
		上記以外の方
第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳の方）		1 割負担

- 2 事業者は、前項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
1日 1,530円 [朝食 285円・昼食 685円（おやつ含む）・夕食 560円]
 - 二 宿泊に要する費用
1泊 2,030円
 - 三 おむつ代（実費）
 - 四 通常の送迎範囲外への送迎・訪問に要する費用
通常の事業の実施地域を超えた地点から、1kmにつき 30円
 - 五 その他、看護小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが相当と認められるもの
- 3 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第20条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

第21条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力いただきます。

第22条（飲酒）

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力いただきます。

第23条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

第24条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 25 条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 8 章 従業者の服務規程と質の確保

第 26 条（従業者の服務規程）

事業者及び従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第 27 条（衛生管理）

事業者は、常に衛生的な管理に努め、適切な措置をとります。

第 28 条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

第 29 条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第 9 章 緊急時、非常時の対応

第 30 条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第 31 条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第 32 条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第 10 章 その他

第 33 条（地域との交流）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第 34 条（運営推進会議の設置）

事業者は、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、運営推進会議を設置します。

第 35 条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第 36 条（記録の整備）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

第 37 条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第 38 条 (掲 示)

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第 39 条 (協 力 医 療 機 関 等)

事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

第 40 条 (そ の 他)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は平成 25 年 10 月 1 日から施行します。
この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行します。
この規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行します。
この規程は平成 29 年 2 月 1 日から施行します。
この規程は平成 30 年 5 月 1 日から施行します。
この規程は平成 30 年 8 月 1 日から施行します。
この規程は平成 30 年 10 月 1 日から施行します。
この規程は令和 元年 8 月 1 日から施行します。
この規程は令和 元年 10 月 1 日から施行します。

やすらぎ訪問介護センター 訪問介護（介護予防訪問サービス）事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人やすらぎ福祉会が開設するやすらぎ訪問介護センター（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護（介護予防訪問サービス）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 やすらぎ訪問介護センター
- (2) 所在地 神戸市北区山田町小部字惣六畑山8-18

（職員の職種・員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種・員数および職務内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問介護員等に対し法令等を遵守させる為必要な指示命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 4名（管理者含む）
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護（介護予防訪問サービス）の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導を行うとともに自らも指定訪問介護の提供にあたる。
- (3) 訪問介護員等 14名（常勤訪問介護員・登録型）
訪問介護員等は、訪問介護（介護予防訪問サービス）の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。（12月30日から1月3日は除く）
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。
- (3) 営業時間外は、常時連絡体制をとり、対応するものとする。

(訪問介護の内容及び利用料)

第6条 訪問介護（介護予防訪問サービス）の内容は次のとおりとし、利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は神戸市が定める基準によるものとし、当該訪問介護（介護予防訪問サービス）が法定代理受領サービスであるときは、以下の※自己負担額の割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 介護予防サービス

※自己負担額の割合（介護保険負担割合証の記載された内容）

要 件		利用者負担	
第1号被保険者 (65歳以上)	本人の合計所得金額が160万円 <u>未満</u> の方	1割負担	
	本人の合計所得金額が160万円 <u>以上</u> の方	同一世帯の第1号被保険者(65歳以上)の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯で280万円 <u>以上</u> の方、2人以上世帯で346万円 <u>以上</u> の方	2割負担
	本人の合計所得金額が220万円 <u>以上</u> かつ年金収入340万円 <u>以上</u> の方	単身世帯で年金収入とその他合計所得金額が340万円 <u>以上</u> の方(年金収入のみの場合は344万円 <u>以上</u> の方) 2人以上世帯で年金収入とその他合計所得金額が463万円 <u>以上</u> の方	3割負担
		上記以外の方	1割負担
第2号被保険者(40歳から64歳の方)		1割負担	

2 第8条の通常の事業実施地域を越えて行う訪問介護（介護予防訪問サービス）に要した交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者より徴収する。なお事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道おおむね15キロメートル以上 800円

3 前項の費用の支払を受ける場合には利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、神戸市北区（淡河、大沢、道場、八多、長尾各町、赤松台、上津台、鹿の子台は除く）の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護（介護予防訪問サービス）を実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第9条 提供した訪問介護（介護予防訪問サービス）に関する利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応する為に、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 本事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし下記のとおり業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は正当な理由がなく、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人やすらぎ福祉会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成19年 7月 1日から施行する
この規程は、平成20年 1月 1日から施行する
この規程は、平成21年 2月 1日から施行する
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する
この規程は、平成30年 8月 1日から施行する
この規程は、令和 元年 4月 1日から施行する
この規程は、令和 3年11月 1日から施行する
この規程は、令和 4年10月 1日から施行する

さくらホーム定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 運営規程

(事業の目的)

第2条 社会福祉法人やすらぎ福祉会（以下、「事業者」という。）が開設するさくらホーム定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。
介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づいて、利用者の居宅へ定期的な巡回又は随時通報による訪問を行い、利用者の居宅における生活の継続を支援します。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとします。

- (1) 名 称 さくらホーム定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (2) 所在地 神戸市北区山田町小部字惣六畑山8-18

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数および職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者（サービス提供責任者兼務） 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) オペレーター 4名（常勤） 8名（非常勤）
オペレーターは、利用者・家族等からの通報に対応します。
- (3) 計画作成責任者（兼務） 1名（常勤）
計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。
- (4) 訪問介護員 4名（常勤） 8名（非常勤）
訪問介護員は、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの提供に当たります。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 24時間

(事業内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を利用した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定定期巡回・随時訪問介護看護事業が法定代理受領サービスであるときは以下の※自己負担額の割合に応じた額とします。

- (1) 定期巡回サービス
- (2) 随時対応サービス
- (3) 随時訪問サービス

※自己負担額の割合 (介護保険負担割合証の記載された内容)

要 件		利用者負担	
第1号被保険者 (65歳以上)	本人の合計所得金額が160万円 <u>未満</u> の方	1割負担	
	本人の合計所得金額が160万円 <u>以上</u> の方	同一世帯の第1号被保険者(65歳以上)の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯で280万円 <u>以上</u> の方、2人以上世帯で346万円 <u>以上</u> の方	2割負担
	本人の合計所得金額が220万円 <u>以上</u> かつ年金収入340万円 <u>以上</u> の方	単身世帯で年金収入とその他合計所得金額が340万円 <u>以上</u> の方(年金収入のみの場合344万円 <u>以上</u> の方) 2人以上世帯で年金収入とその他合計所得金額が463万円 <u>以上</u> の方	3割負担
		上記以外の方	1割負担
第2号被保険者(40歳から64歳の方)		1割負担	

2 通常の範囲外への訪問に要する費用

通常の事業の実施地域を超えた地点から、1kmにつき 30円

3 事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとします。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、神戸市北区とします。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第9条 サービス提供に当たり、利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法及び紛失した場合の対処方法その他の必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとします。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備します。

- 2 従業者は正当な理由がなく、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らしません。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。

やすらぎ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人やすらぎ福祉会が開設するやすらぎ訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)が行う指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護・介護予防訪問看護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するための人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定する訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護ステーションの運営の方針は次のとおりとする。

- 1 ステーションの看護師は、高齢者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 訪問看護の実施に基づいた看護内容を主治医に対して定期的に報告する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やすらぎ訪問看護ステーション
- (2) 所在地 神戸市北区山田町小部字惣六畑山8-18

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者(看護師兼務) 1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 看護師(管理者含む) 3名
看護師は、訪問看護及び在宅におけるリハビリテーションを担当する。
- (3) 職員数は、利用者の状況に応じて増員及び減員を行い、法令に定める訪問看護ステーションの基準を満たすようにする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、やすらぎ福祉会職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日～1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8:45から午後5:30までとする。
- (3) 緊急時訪問看護加算契約者は電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1 訪問看護の利用希望者が、かかりつけの医師又は担当ケアマネジャーに申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2 利用希望者又は家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- 3 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから医師会又はあんしんすこやか窓口にて主治医の選定を依頼する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や看護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他の医師の指示による医療処置

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は神戸市北区（淡河、大沢、道場、八多、長尾各町、赤松台、上津台、鹿の子台は除く）とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 緊急時における対応方法は、次のとおりとする。

- 1 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡がとれない場合は、救急車の要請・搬送等適切な処置をとる。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに所長及び主治医に報告しなければならない。

(利用料金)

第 10 条 訪問看護等の利用料金は、次のとおりとする。

1 利用料

(1) 介護保険対応

	20 分未満	30 分未満	30 分～1 時間未満	1 時間～1 時間 30 分未満
時間別単位	310	463	814	1,117
地域加算	10.84 円	10.84 円	10.84 円	10.84 円
緊急時訪問看護加算	営業時間外緊急時の電話対応を原則とし必要があれば緊急訪問します。 単位数 540×10.84 円 (地域加算)			
特別管理加算	① 単位数 500×10.84 円 (地域加算) ② 単位数 250×10.84 円 (地域加算)			
ターミナルケア加算	死亡する前 24 時間以内にターミナルケアを行った場合に加算。 単位数 2000×10.84 円 (地域加算)			
PT・OT の訪問によるリハビリ	1 回	単位数 302×10.84 円 (地域加算)		1 回当たり 20 分
交通費	通常の事業実施地域にお住まいの方は無料。通常の事業実施地域外は必要。			

- ※ 基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）は、25%加算、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%加算とする。
- ※ ご利用者負担は上記単位数に地域加算を掛けた金額の（☆自己負担額の割合）とする。契約時間外の延長料金は介護保険の場合支給限度額内に入らない場合は全額自己負担とする。
- ※ 20 分未満の訪問看護は週に 1 回以上 20 分以上の訪問看護が計画実施されている場合に算定。
- ※ 特別管理加算は①在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態。②在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態。
- ※ 理学療法士等による訪問看護で 1 日 2 回を超えて訪問看護を行う場合 1 回につき 90/100 を乗じた単位で算定。
- ※ 自己負担額の割合（介護保険負担割合証の記載された内容）

要 件		利用者負担	
第 1 号被保険者 (65 歳以上)	本人の合計所得金額が 160 万円未満の方	1 割負担	
	本人の合計所得金額が 160 万円以上の方	同一世帯の第 1 号被保険者 (65 歳以上) の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯で 280 万円以上の方、2 人以上世帯で 346 万円以上の方	2 割負担
	本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ年金収入 340 万円以上の方	単身世帯で年金収入とその他合計所得金額が 340 万円以上の方 (年金収入のみの場合は 344 万円以上の方) 2 人以上世帯で年金収入とその他合計所得金額が 463 万円以上の方	3 割負担
		上記以外の方	1 割負担
第 2 号被保険者 (40 歳から 64 歳の方)		1 割負担	

(2) 医療保険対応

介護保険対応外の方で主治医が必要とされる場合の訪問。

- ①老人保健・・・利用料の1割または2割負担分 + 交通費
- ②各種健康保険・・・保険証に記された割合の負担額 + 交通費

〔交通	片道2km未満	無料	費〕
	片道2km以上5km未満	400円	
	片道5km以上	600円	

2 その他の負担（医療保険対応の場合）

営業日・営業時間外訪問については1回につき3,000円の加算となり、適宜状況により考慮する。

3 キャンセル料

やむを得ない理由による場合を除き、不在等により事前に連絡なく訪問看護サービスを利用しない場合は、1回につき1,500円の違約料を頂戴することとなる。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意点)

第11条 その他運営についての留意点としては、次のとおりとする。

- 1 サービス提供の開始に際し、あらかじめ患者又はその家族に対し、利用の手続き、内容、利用料、その他のサービスの提供等について説明し理解を得る。
- 2 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、又、業務体制を整備する。
- 3 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 4 ステーションの運営に関する重要事項については事業者であるやすらぎ福祉会とステーションとで必要に応じて協議し決定する。

附則

この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年10月 1日から施行する。

社会福祉法人 やすらぎ福祉会

さくらホーム居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業所等との連絡調整その他の便宜を総合的かつ効率的に行われるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 利用者が要介護状態となった場合においても、心身の状況、その他置かれている環境等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、生活全般にわたる援助を行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
 - 5 上記の他「指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第39号、平成11年3月31日）」第13条の具体的取扱い方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 さくらホーム居宅介護支援事業所
- 2 所在地 神戸市北区山田町小部字惣六畑山8-18

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 : 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- 2 介護支援専門員 : 2名（常勤兼務1名、常勤専従1名）
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業所、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日： 通常月曜日から金曜日までとする。ただし12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間：午前8時45分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び利用料その他の費用)

第6条 居宅介護支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：利用者宅 その他必要と認められる場所
 - (2) 使用する課題分析票の種類：事業が定める独自の書式等
 - (3) サービス担当者会議の開催場所：利用者宅 その他必要と認められる場所
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問、原則1か月に1回
- 2 厚生労働大臣が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示をする。
 - 3 交通費について 神戸市外の場合については公共交通機関の実費とする。
 - 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
 - 5 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
 - 6 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業者の紹介を求めることや当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた選定理由の説明を求めることが可能であることを利用者又はその家族に対して事前に文書で説明する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、神戸市北区内（一部の地域を除く）とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第9条 居宅介護支援事業は社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、又業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス提供に関する記録について完結の日から5年間保存するものとする
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成27年5月1日から施行する。
 この規程は、平成30年4月1日から改訂する。
 この規程は、令和4年10月1日から改訂する。